

中小企業のための 働き方改革関連法対策チェックシート

年次有給休暇5日間の取得義務化



- 正社員全員が、1年間に5日間の年次有給休暇を取得している。
- 正社員以外で、年次有給休暇が10日以上付与されている従業員がいる。
- 年次有給休暇の管理簿を作成し、従業員の年次有給休暇の取得状況を把握している。
- 年次有給休暇の計画的付与制度を導入している。

時間外労働の上限規制

- 従業員の労働時間をタイムカードや勤怠システムを利用し、客観的に記録・把握している。
- 36協定（特別条項付き36協定2019年4月改定）を締結し、届出を行なっている。
- 1ヶ月の残業時間はどの従業員も45時間未満である。

月60時間超の時間外労働に対する割増賃金の中小企業に対する猶予措置廃止

- 時間外労働に対する割増賃金を支給している。
- 直近1年間で1ヶ月の残業時間はどの従業員も60時間未満である。

同一労働同一賃金

- 非正規雇用社員（パートタイム or 有期雇用 or 派遣 or 嘱託）を雇用していない。
- 正社員と非正規雇用社員との間で労働条件は同じである（月給と時給・労働時間・出勤日数等）。
- 正社員と非正規雇用社員との間で、支給している手当の種類や賞与支給の有無は同じである。
- 就業規則は正社員と非正規雇用社員同一のものを適用させている。

がつかなかった項目やご不明な点について、専門家に相談してみましょう!!



お気軽にご利用ください!

社会保険労務士による無料出張相談を実施しています。

お申込みは下記までFAX下さい。時間調整の上、ご連絡差し上げます。

企業名	電話番号
担当者名	相談希望日時 月 日 時

【個人情報の取り扱いについて】

- 本申込書にご記入いただいた個人情報（以下「個人情報」）を取得する事業者：ランゲート株式会社（以下「当社」）
- 当社の個人情報保護管理者および個人情報に関する問い合わせ先：情報通信部 PMR 担当 E-MAIL：privacy@mb.langate.co.jp
- 取得した個人情報は、「令和3年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業」（以下「本事業」）の相談支援申し込みのために利用します。
- 当社は、利用目的の達成に必要な範囲で、当社が定める個人情報保護の水準を満たした委託者（中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業 専門家）に、個人情報を委託することがあります。
- 当社は開示対象個人情報について、本人または代理人から受け付けた開示等の求めに応じます。
- 当社は、本事業の実施報告のため、本事業の委託者である厚生労働省に、個人情報を書面にて提供することがあります。

※上記内容について 同意する（チェックしてください）

■ 福岡働き方改革推進支援センター

受付時間 平日9:00~17:00

TEL 0800-888-1699 FAX 092-433-1277